Ｒ詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示【電子入札対象案件】
（フレックス工期・総合評価方式による契約方式）

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

１　掲示日　令和元年 11 月 11 日（月）

２　掲示責任者　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信

３　担当本部等
〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課　電話 03－5323－4322

４　工事概要
（１）　工事名　Ｒ０１町田山崎他１団地橋梁修繕工事
（以下「本工事」という。）
（２）　工事場所　【町田山崎】東京都町田市山崎町 2200 他
【多摩ニュータウン永山】東京都多摩市永山２丁目３番地他
（３）　工事内容　主な工事の内容は以下のとおり。
【町田山崎】プレートガーダー橋３橋
【多摩ニュータウン永山】鋼橋２橋
橋梁修繕工事一式
・断面修復工
・剥落防止工
・塗装塗替工
・ひび割れ補修工
・橋面防水工、舗装打替え工
・伸縮装置止水工
・仮設工（吊足場等）　ほか
（４）　工期　令和２年１月 30 日から令和３年２月８日まで（予定）（当初設定工期）
※　当初設定工期とは契約締結期限の翌日に工事着工した場合の工期である。
※　工事着工期限日　令和２年２月 21 日
※　実施工事期間は 361 日とする（実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）の増減は考慮しない。）。
※　本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。

※　落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期を契約工期とする。

なお、工事着工日から起算し、上記実施工事期間を加えた工期が、12 月 29 日から１月７日までを含む場合は、10 日を、８月 12 日から８月 16 日までを含む場合は、５日を加算した工期を契約期間とする。そのため、本工事においては実施工事期間に 15 日を加算した工期を当初設定工期としている。

（５）　工事の実施形態

①　本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式）の試行工事である。

②　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事（電子入札対象案件）である。

③　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

④　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑤　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、申請書提出までに上記３の首都圏入札課へ「紙入札方式参加承諾願」を２部提出すること。）

⑥　施工箇所が点在する工事の適用

・　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『町田山崎団地』、『多摩ニュータウン永山団地』（以下、施工箇所という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

・　本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。

５　競争参加資格

（１）　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

（２）　当機構東日本地区における平成 31・32 年度（令和元年・２年度）の一般競争参加資格について、「保全土木」の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「保全土木」の再認定を受けていること。）。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記５（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと

（４）　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

（５）　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

（６）　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

（７）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」、を参照）

（８）　当機構（住宅管理センターを含む。）及び株式会社ＵＲコミュニティ（住まいセンターを含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において 60 点未満のものがないこと。

（９）　総合評価に係る「施工に関する取組み」等が適正であること。

（10）　東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかに、本工事に対応する工事種別（土木一式工事）についての建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること、又は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかにおいて平成 16 年度以降に当機構発注（旧都市公団、住まいセンター及び住宅管理センター（受託者を含む））の土木工事の元請けの施工実績を有する者であること。

（11）　平成 16 年度以降に、申請書及び資料の提出期限までに、元請けとして完成した次のいずれかの工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

・ＲＣ造またはＳＲＣ造の居住中の共同住宅（単身向け、社宅及びリゾートマンション等を除く）の敷地内における幅員 3m以上の舗装等を含む土木修繕工事（※２）。

・既成市街地（※１）における幅員 3m以上の舗装等を含む道路の修繕又は改修を含む公共工事（※２）。

（※１　既成市街地とは、施工地域が人口集中地域（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000

人/km2 以上で、その全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。）

（※２　1件当たりの請負金額が5,000万円以上(変更を含む)の元請けとしての土木工事）

(12)　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第３項及び建設業法施行令第 27 条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

①　１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成 16 年度以降に、申請書及び資料の提出期限までに、元請けとして完成した以下のいずれかの工事の現場従事経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

・ＲＣ造またはＳＲＣ造の居住中の共同住宅（単身向け、社宅及びリゾートマンション等を除く）の敷地内における幅員 3m以上の舗装等を含む土木修繕工事（※２）。

・既成市街地（※１）における幅員 3m以上の舗装等を含む道路の修繕又は改修を含む公共工事（※２）。

（※１　既成市街地とは、施工地域が人口集中地域（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km2 以上で、その全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。）

（※２　1 件当たりの請負金額が 2,500 万円以上(変更を含む)の元請けとしての土木工事）

なお、施工した土木工事の実績については、契約内容や工事内容の確認ができる書類を添付して報告すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

(13)　平成 29 年４月１日以降に当機構（住宅管理センターを含む）及び㈱ＵＲコミュニティ（住まいセンターを含む。）が東日本（旧関東）地区で発注した工事種別「保全土木」において調査基準価格を下回った価格をもって保全工事を契約し、工事成績評定に 68 点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「保全土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14)　低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。

但し技術者の従事経験は以下の通りとする。

・平成 16 年度以降に竣工した１件当たりの請負金額が 500 万円以上（変更含む）

の土木工事（新築可、元請下請を問わない）の現場従事経験とする。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

(15)　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
・　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
・　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(16)　保全工事等に係る自社の施工管理マニュアルが整備されていること。

施工管理マニュアルとは、居住中の共同住宅において工事を施工するに当たって、居住者等への配慮、安全確保、工事車輌や資材の搬入出、工事騒音や振動等の対策、作業員等の教育・指導等の留意すべき事項に係る対応方法等についてまとめたものをいう。

6　総合評価に関する事項

（1）　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価のうち、「技術評価点」に関する「企業の技術力」、「配置予定技術者」、「施工計画」、の評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書別紙２「評価項目、評価基準及び得点配分等について」のとおりとする。

（2）　総合評価の方法

上記(1)の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目に係る提案が適切又は標準的なものには「技術評価点」として標準点 100 点を与え、さらに、良好な提案等に上記(1)により加算点（最大 20 点）を与える。

なお、設計図書（ 設計図、現場説明書、保全工事共通仕様書等）に規定されている取組や一般的な取組、及び具体的・効果的な内容ではない取組には加算点は付与しないほか、発注時の実施設計に変更を加える提案は行ってはならず、これらについては評価対象としない。

（3）　落札者の決定方法

①　入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる「技術評価点」（標準点及び加算点の合計）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・　評価値　＝　技術評価点（標準点＋加算点）　／　入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当機構の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることが

ある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

② 上記①のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

（４） 失格要件

本工事において求められる「品質確保に関する取組」、「環境配慮に関する取組」、「居住者配慮（ＣＳ向上）に関する取組」に関する記述は必須項目であるため、未提出又は白紙提出については、失格とする。

（５） 提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点）」、「評価せず（加点なし・履行判断は受注者による）」及び「不適切（実施不可）」に区分し、入札前に提案者に通知する。

（６） 評価内容の担保

① 落札者の提示した「施工計画」（及び技術提案）のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに「施工計画」（及び技術提案）に関する提案のうち、当機構が評価をした内容とその履行確認方法、不履行の場合の措置等については、後日、当機構と落札者との間で入札説明書別紙３「施工計画（及び技術提案）の履行に係る覚書」を取り交わすものとする。

② 当機構が評価をした取組みの内容を保全工事共通仕様書（平成 29 年版）総則編１．４．２に定める「施工計画書」に明記し提出すること。

③ 「施工計画書」の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

④ 「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大 20 点を減ずるものとする

７ 入札手続等

（１） 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

① 設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まず、別添のＦＡＸ専用の交付申込書（末尾に添付）を以下の期間に送信し申し込むこと。

※ 設計図面等の交付方法を、下記１）、２）から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

１）設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付

２）設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータ

をＣＤに収録し無償交付

※　ただし、どちらの場合も送料（宅配便による着払い）は、交付申込者の負担とする。

②　総務部首都圏入札課にてＦＡＸ受領後、購入申込書を当機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で入札説明書等販売契約が成立するものとする。

③　コピーセンターは、ＦＡＸ受領後（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌日扱い）、３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、総務部首都圏入札課に電話にて確認すること。

なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たって、上記②の有償印刷を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

【受付期間・申込み先・問合せ先】

受付期間：令和元年 11 月 11 日（月）から令和元年 12 月３日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで。

申込み先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者株式会社ブルーホップ
ＦＡＸ：03 - 5323 - 4785
（この番号は、総務部首都圏入札課のＦＡＸ番号）

問合せ先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課　電話：03 - 5323 - 2574

（２）　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。
ただし、やむを得ない事由により、東日本賃貸住宅本部本部長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：令和元年 11 月 12 日（火）から令和元年 12 月３日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日）を除く毎日、午前 10 時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記３に同じ。
紙入札による場合は、原本を次に提出する。
〒163-1382 東京都新宿区西新宿６ - ５ - １新宿アイランドタワー17 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
技術監理部　工務課　電話：03 - 5323 - 2913

②　資料の提出方法、期間及び場所

提出方法：資料は、あらかじめ提出日の２営業日前までに提出日時を上記①（技術監理部　工務課）に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）。

提出期間：上記（２）①と同じ。

提出場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
技術監理部　工務課　電話：03－5323－2913

（３）　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書、工事費内訳書の提出方法

①　入札の日時及び入札書、工事費内訳書の提出方法

入札日時：令和２年１月 21 日（火）午前 10 時から正午まで（予定）

提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記３に持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

②　開札の日時及び場所

開札日時：令和２年１月 22 日（水）**午前 11 時 00 分**（予定）

場　　所：東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

（４）　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

（５）　当工事において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

８　その他

（１）　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　請負代金額の 10 分の１以上を納付

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の３以上とする。

（２）　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（３）　落札者の決定方法

上記６（３）による。

（４）　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契

約により締結する予定の有無　無

（５）　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記５（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記７（２）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

この場合、競争に参加するためには、以下に従い、事前に一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

【一般競争参加資格の申請について】

提出期間：令和元年 11 月 11 日(月)から令和元年 11 月 26 日(火)までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで。(ただし、正午から午後１時の間は除く。)

問合せ先：上記３に同じ

（６）　次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況で、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は入札説明書を参照すること。

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

（７）　申請書及び資料に関する問い合わせ先

①　申請書及び資料について

〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー17 階

技術監理部　工務課　電話：03－5323－2913

②　平成 31・32 年度（令和元・２年度）の一般競争参加資格について

１）　申請方法について

当機構ＨＰを参照　https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

２）　問い合せについて

〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課　電話：03－5323－4322

（８）　詳細は入札説明書による。

以　上

ＦＡＸ申込書

独立行政法人都市再生機構　　東日本賃貸住宅本部

設　計　図　面　等　交　付　申　込　書

申込日：令和　　年　　月　　日

工　事　件　名		Ｒ０１町田山崎他１団地橋梁修繕工事
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 □　設計図面及び現場説明書等をＣＤによる無償交付で申し込む。 □　設計図面を紙による有償交付、現場説明書をＣＤによる無償交付で申し込む。
申込者	会　社　名	
	住　　所 （送　付　先）	〒　　－
	担当部署名 担当者氏名 連　絡　先	 電話番号　　－　　－
その他		

※　図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌日扱いとなりますのでご注意ください。）

※　この申請書は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から、設計図書及び現場説明書等を発送するため、コピ―センター受託業者「株式会社ブルーホップ」に開示、使用されます。

※　図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。

【申　込　先】　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

【送　信　先】　ＦＡＸ：03-5323-4785
（注：この番号は、首都圏入札課の FAX 番号）

【問合わせ先】　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
総務部　首都圏入札課　電話：03-5323-2574